

○議長（小林哲雄）

日程第１４ 報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

では報告書を読ませていただきます。

報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２７年３月３日提出、開成町長、府川裕一。

では、次のページをお開きください。

専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２７年１月２９日、開成町長、府川裕一。

町は上水道用制水弁篋、制水弁篋といいますのは、水道管のほうに設置しています、水道の水をとめたり、閉めたりするバルブですけれども、そちらのバルブを道路の上から操作するために、バルブの中にあります円筒形の箱になります。この蓋が外れたことにより物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

１、損害賠償の額、金９万８，０００円。２、損害賠償の相手方、神奈川県南足柄市狩野在住の方、大変すみませんが、個人情報保護の関係から、個人を特定するものについては削除をいたしました。

参考、事故の概要。平成２７年１月２７日午前５時２５分ごろ、開成町牛島５７７番地付近の町道２４９号線を通行中の自動車が、車道上に設置された上水道用制水弁篋から外れた蓋と接触し、自動車のホイール及びタイヤを損傷した。

事故の詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。本件につきましては、今年の１月２７日、午前５時２５分ごろ、町道２４９号線、開成みなみ大通りですけれども、足柄紫水大橋から開成町南部地区を通過して、南足柄市の和田河原に向かう町道でございます。そちらの町道を南足柄市から足柄紫水大橋方面に走行中の車両が、牛島５７７番地先の富士フイルム先進研究所の前の車道に設置されていた上水道用制水弁篋から外れました蓋、これと接触しまして、自動車の右側の前後のホイール及びタイヤを損傷したものです。

上水道の制水弁篋の蓋が外れたことにつきましては、現在、いろいろ調査をしていますが、設置された蓋の間に、わずかなすき間が発生し、通行車両の衝撃で蓋が外れたということによって、朝早い段階で、はね上がった蓋に気づかず、その蓋に接触した車のホイール及びタイヤが損傷したものです。こちらの制水弁篋の蓋が外れたことにつきましては、町の管理上の手落ちであります。その修理代９万８，０００円を求められたものでございます。これに対しまして、町では加入しています、日本水道協会の保険、水道賠償責任保険に確認したところ、１月２９日に相手方との示談を結びまして、今回、

こちらの金額を支払うものです。

また、外れました蓋につきましては、蓋が外れないように、当日には応急措置的なものを行いまして、1月29日には、新しい制水弁筐の蓋に交換しております。

説明は以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、以上で報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了いたします。